

平成27年8月25日

新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ

目 次

1. 新たな国立公文書館に関する小委員会設置の経緯	1
2. 小委員会における協議の経過及び概要	1
3. 新たな国立公文書館建設に当たり考慮した事項	3
4. 建設候補地について	4
5. 今後の対応	5

<参考>

- ・ 国会周辺図

1. 新たな国立公文書館に関する小委員会設置の経緯

公文書は、まさにその国の歴史あるいはその国の姿そのものをあらわす貴重な資料、あるいは国の財産と言えるものである。

ところが、我が国の公文書館の現状は、諸外国に比べると、いささか見劣りし、その機能を十分に果たしていないとの指摘があり、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟（以下、「議連」という。）」において、国会周辺に国の歴史の象徴にふさわしい新たな国立公文書館を早期に建設すべきとの機運が盛り上がった。

この度、議連から衆議院に対して「新たな国立公文書館の早期建設に関する要請」がなされたこと、また、政府において国立公文書館の機能・施設の在り方について検討が進められてきたこと等を踏まえ、新たな国立公文書館の建設等に関する件について衆議院で正式に協議するため、平成27年4月17日、議院運営委員会に、「新たな国立公文書館に関する小委員会（以下、「小委員会」という。）」を設置することとなったものである。小委員会では、上記の新たな国立公文書館の建設及び公文書の一体的管理の必要性について検討するとともに、国会参観者バス駐車場の機能確保、国立国会図書館の施設計画との調整等についても検討を行うこととなったものである。

2. 小委員会における協議の経過及び概要

① 第1回小委員会（4月23日）

内閣府の国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議で取りまとめられた「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言」の概要について越智内閣府大臣政務官から説明を聴取し、衆議院の所管になっている国会周辺の土地の現状について向大野衆議院事務総長及び大滝国立国会図書館長から説明を聴取した後、協議した。

② 視察1（4月23日）

第1回小委員会散会后、新たな国立公文書館建設候補地として、(a)国会前庭（北地区）附属（以下、「国会参観者バス駐車場敷地」という。）、(b)憲政記念館及び国会前庭（北地区）（以下、「憲政記念館敷地」という。）、(c)自動車置場、(d)内閣府東側敷地、(e)国会記者会館の5か所をそれぞれ視察し、関係者から説明を聴取した。

③ 第2回小委員会（6月12日）

内閣府の国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議における議論の内容等について、同調査検討会議座長老川祥一君（株式会社読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理）及び同調査検討会議構成員加藤陽子君（東京大学大学院人文社会系研究科教授）から意見を聴取した後、協議懇談した。

④ 視察2（7月1日）

外務省外交史料館及び宮内庁書陵部（宮内公文書館、図書寮文庫、陵墓課など）をそれぞれ視察し、関係者から説明を聴取した。

⑤ 第3回小委員会（7月30日）

行政府における公文書の一体的管理等について、宮内庁書陵部長山内健生君、外務省大臣官房長上月豊久君及び防衛省防衛政策局次長鈴木敦夫君から説明を聴取した後、協議懇談した。

⑥ 第4回小委員会（8月25日）

中間取りまとめについて協議決定した。

3. 新たな国立公文書館建設に当たり考慮した事項

(1) 新たな国立公文書館像について

国立公文書館は、憲法に代表される国の重要歴史公文書を過去から現在、そして未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す上で、重要な役割を担うべき施設である。そのため、広く社会や関係機関・団体と連携・協力を図りつつ、展示や学習という新たな機能を拡充していく必要がある。

新たな国立公文書館を建設するに当たっては、民主主義のインフラである公文書を適切に収集・保存するとともに、それら公文書を若い世代も含めた多くの人々に閲覧・展示し、我が国の歴史や価値を学ぶことができる、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントたりうる施設とする必要がある。

また、現在、行政府内において宮内庁、外務省及び防衛省が独自に保管している公文書などについては、新たな国立公文書館に、可能な限り移管し、移管が困難なものについても展示公開について積極的に協力するなどした上で、新たな国立公文書館で国民に一体的に閲覧・展示することも検討していく必要がある。

さらに、こうした機能を支えるための十分な人材の育成・確保が肝要である。

なお、立法府が保管する文書の扱いについては、三権の在り方等も踏まえて引き続き検討していく。

(2) 国会参観者バス駐車場について

現在、国会参観者バス駐車場については、延べ21,632台の駐車実績があり（平成26年）、ピーク時期にはバスが駐車場に入りきれず、路上で待機する状況にもなっている。

新たな国立公文書館が国会周辺に建設された際には、より多くの人々、特に小・中学生が国会・憲政記念館に加え新たな国立公文書館を見学に訪れ、より長い時間国会周辺に滞在することが見込まれる。参観者の利便性の低下を招かないためにも、参観者バス駐車場の十分な確保が必要である。

また、国会周辺は、首相官邸に近接し適宜交通規制が行われることを鑑みれば、国会参観者のバスによる交通渋滞は避けなければならず、自動車置場、内閣府東側敷地など国会周辺に参観者バス駐車場を分散配置することについても検討の必要がある。

いずれにしても、国会、内閣府、警察当局など関係各署が連携し、参観者等の利便性及び周辺の円滑な交通状況を損なわないよう検討していく必要がある。

(3) 国立国会図書館について

国立国会図書館としては、老朽化した永田町庁舎本館建替時の「代替施設」並びに永田町庁舎（本館及び新館）が現在建築可能面積の最高限度であるため、本館建替後の国会サービス及び国民へのサービスのスペース拡充のため「別館」として利用する施設の建設用地として、隣接する国会参観者バス駐車場敷地の利用を希望している。

4. 建設候補地について

公文書は、健全な民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在、そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。新たな国立公文書館は、必要な機能を果たし得る適切な規模を備え、国の歴史を遺す、国

民の記憶の場として、国家の中核機能が集中するエリアである国会周辺に立地するとともに、国会議事堂その他周辺の景観に配慮したものとする必要がある。

新たな国立公文書館の建設候補地について、小委員会としては国会周辺の5か所を視察・検討してきたところであるが、小委員会における協議を踏まえ、以下の2か所を中心に調査・検討を進めるべきであると判断した。

A案：憲政記念館敷地

— 憲政記念館と新たな国立公文書館の共用

B案：国会参観者バス駐車場敷地

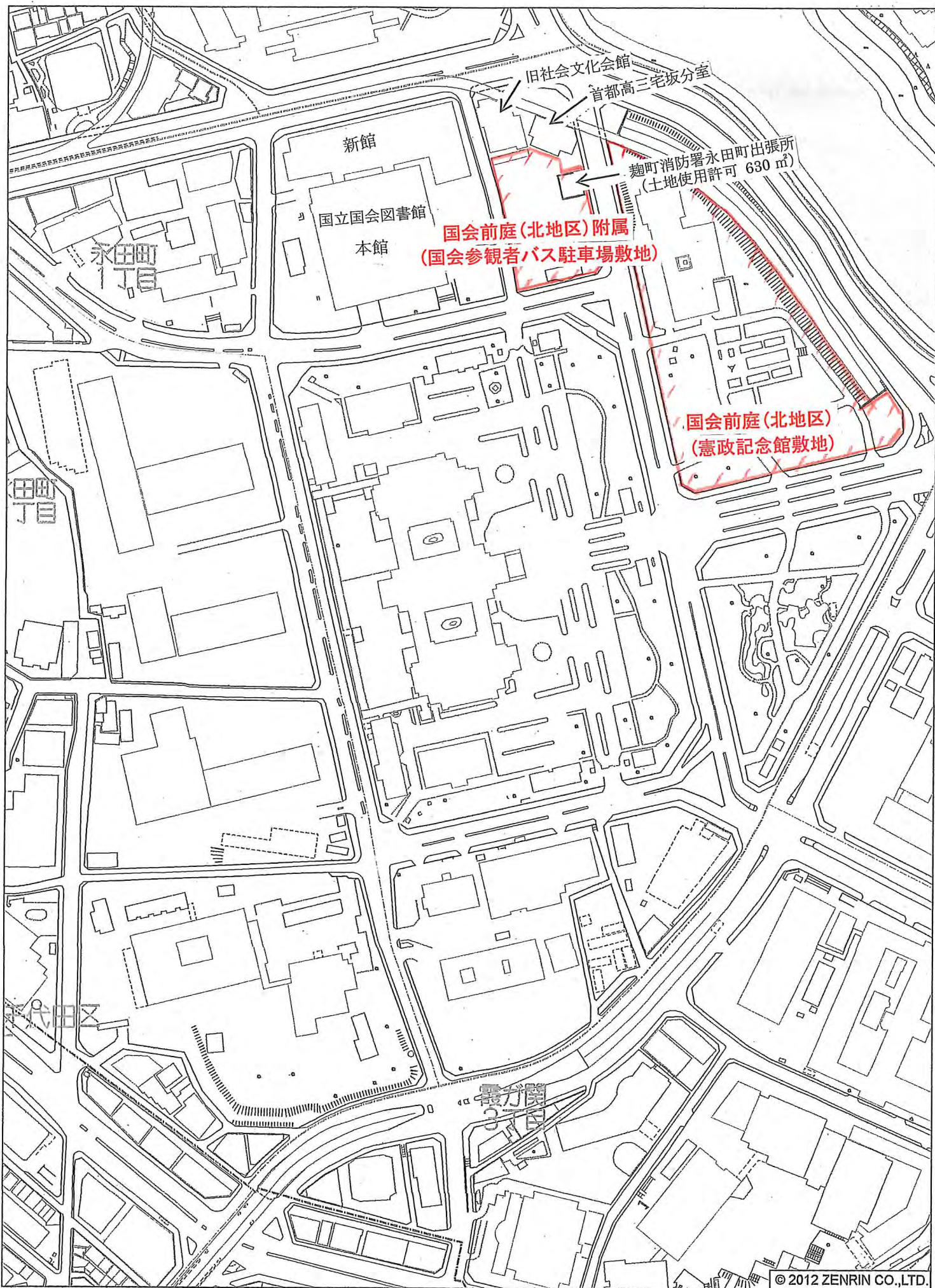
— 国立国会図書館と新たな国立公文書館の共用

※ なお、共用の方法、使用割合などについては、調査・検討の過程で当事者間において協議する。

5. 今後の対応

上記A案及びB案について、敷地の利用方法、建設可能面積、参観者バス駐車場の確保・分散配置などについて調査を行う。来年度の予算に内閣府を中心として国会も含め調査費を計上することとする。

調査結果を踏まえて、小委員会で協議した上で、新たな国立公文書館の建設用地を確定させる。



千代田区永田町1丁目付近

縮尺 1 / 4,000 | 120m

© 2012 ZENRIN CO.,LTD.